

令和3年第1回農業委員会総会

1 日 時 令和3年1月25日(月)
午前10時00分～午前10時28分

2 場 所 大竹市役所4階第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番号	氏名	議席番号	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	川本 義典
事務局長補佐	野島 史雄	事務局書記	早川 正二

6 議題日程 (1)

上程順序	議題番号	内 容
日程第 1	議案第 2 2 号	大竹市農用地利用集積計画 (第 9 4 期) の決定について
日程第 2	議案第 2 3 号	非農地証明の申請について
日程第 3	報告第 1 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定によ る農地転用届出の専決処理について
日程第 4	報告第 1 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定によ る農地転用届出の専決処理について

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第1回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同、ご礼、ご着席下さい。

正木会長

皆様おはようございます。ご多用の中、農業委員会総会へ御出席いただきありがとうございます。本日の出席委員11名中11名で定足数に達しておりますので、これより、令和3年第1回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、4番丸小操委員、5番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願いいいたします。これより、日程第1議案第22号大竹市農用地利用集積計画第94期の決定についてを議題といたします。本件の順位1および順位2につきましては、小川委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当するため、一時退席をお願いいたします。

(小川委員退室)

正木会長

それでは、まず、本件の順位1および順位2について事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第22号大竹市農用地利用集積計画第94期の決定についてにつきまして、1月8日付けで大竹市長から審議の依頼がありましたので順位1番からご説明いたします。議案書は2ページから4ページ、地図は5ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、玖波二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は廿日市市津田にお住まいの〇〇〇〇さんです。申請地は栗谷町小栗林字宮ヶ原〇〇外〇〇筆で、現況地目は田、面積は合計1,015㎡、利用権の種類は使用貸借です。

続きまして、順位2番をご説明いたします。議案書は6ページから7ページ、地図は8ページから11ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける方は、玖波二丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は栗谷町小栗林の〇〇〇〇です。申請地は栗谷町小栗林字中央田〇〇番外〇〇筆で、面積は合計1,238㎡、利用権の種類は使用貸借です。この2件の申請は継続で、いずれも令和9年1月31日まで、6年間の契約を結ぶものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の意見を求めます。2番石井委員お願ひいたします。

石井委員

まずは順位1番について、全く問題無いと思います。続きまして順位2番〇〇〇〇の方につきましても、継続ですから何も問題はありません。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか
(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件の順位 1 および順位 2 については計画のとおり決定
されました。
(小川委員入室)

正木会長

小川委員にお伝えします。本件の順位 1 および順位 2 については計画のとおり決定
されました。

正木会長

引き続きまして、順位 3 以降について事務局より説明を求めます。

事務局 (川本)

それでは、順位 3 をご説明いたします。議案書は 1 2 ページと 1 3 ページ、地図は 1
4 ページになります。利用権の設定を受ける方は、栗谷町小栗林にお住まいの〇〇〇
〇さん、利用権を設定する方は、同じく小栗林の〇〇〇〇です。申請地は、栗谷町小
栗林字宮ケ原〇〇-〇〇の一部 8 3 1 m²のうち 4 8 m²で、位置関係については 1 0 ペ
ージのとおりです。現況地目は畑で、利用権の種類は使用貸借です。

続きまして順位 4 をご説明します。議案書は 1 5 ページと 1 6 ページ、地図は 1 7
ページになります。利用権の設定を受ける方は、栗谷町小栗林の〇〇〇〇さん、利用
権を設定する方は、同じく小栗林の〇〇〇〇です。申請地は、栗谷町小栗林字宮ケ原
〇〇-〇〇の一部 8 3 1 m²のうち 2 0 4 m²で、位置関係については 1 0 ページのと
おりです。現況地目は畑で、利用権の種類は使用貸借です。

続きまして、順位 5 をご説明いたします。議案書は 1 8, 1 9 ページ、地図は 2 0
ページになります。

利用権の設定を受ける方は、大竹市御園台の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は、
小栗林の〇〇〇〇です。

申請地は、栗谷町小栗林字沖田〇〇番〇〇で、現況地目は田、面積は 2 0 4 m²、利
用権の種類は使用貸借です。

続きまして、順位 6 をご説明いたします。議案書は 2 1, 2 2 ページ、地図は 2 3
ページになります。

利用権の設定を受ける方は、栗谷町小栗林の〇〇〇〇さん、利用権を設定する方は、
同じく小栗林の〇〇〇〇です。

申請地は、栗谷町小栗林字宮ケ原〇〇番で、現況地目は畑、面積は 3 2 0 m²、利用
権の種類は使用貸借です。

この 4 件の申請は継続で、いずれも令和 9 年 1 月 3 1 日まで、6 年間の契約を結ぶ
ものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。2番石井委員お願いいたします。

石井委員

〇〇〇〇の件で沢山出ていますけども、〇〇〇〇が高齢ですので、今後何かあった場合は利用権の設定について〇〇〇〇が管理するという規約になっております。今回の件につきましては、継続ですので問題は無いと思います。以上です。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。
本件については、計画のとおり決してご異議ありませんか。
(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので、本件については計画のとおり決定されました。
続きまして、日程第2議案第23号非農地証明の申請についてを議題といたします。
本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第23号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は24ページ、地図は25ページをご覧ください。所在は大竹町大竹字経塚山〇〇番〇〇、登記地目は畑、現況は山林、面積は297㎡の土地です。

申請人は、本町一丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和48年ごろで、申請者の父親が当該農地を昭和47年2月に相続して以降、急傾斜地で機械が入らず、水もないことから農作業を行わず、利用しないため竹などが茂り、さらに農作業に不適當な状況になり現状に至ったとのことです。

この申請地の周囲は山林になっており、農地として活用することが著しく困難な状況であることが認められることから、申請のとおり非農地として証明の対象となる事案と考えます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

正木会長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。4番丸小委員お願いいたします。

丸小委員

現地の近隣地は竹林とかいう状態になっております。また防災の関係で急傾斜地の工事が行われておりまして、現地へ行くのに歩いて行くのにロープが張ってあるような状態です。近隣も休耕地となっておりますので、隣接農地には特に支障は無いと思います。以上です。

正木会長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。3番東田委員お願いいたします。

東田委員

既に原野，山林化されているような状態ですので問題ないと思います。以上です。

正木会長

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。

本件につきまして，申請のとおり証明することに決して，ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

ご異議ございませんので，本件については申請のとおり証明することに決定されました。

続きまして，日程第3報告第12号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について，大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により，事務局長において専決処理をしたので，報告させます。本件について，事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは，報告第12号について，事務局長において専決処理しましたので，ご報告いたします。

議案書は26ページ，地図は27ページをご覧ください。

届出人は東京都町田市三輪緑山三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は，黒川二丁目〇〇番〇〇他〇〇筆，登記地目は田，面積は計354.86㎡です。

転用目的は，届出人が申請地の売却を検討し，測量を行って分筆を行う際，隣接する宅地所有者と土地の交換等の話が進んだことから，本人申請による転用を実施することとなったものです。場所は，黒川二丁目〇〇番の区域で，道路から車両が通行できる幅の通路を含んでおります。

近隣も住宅や集合住宅が密集しており，地区担当委員さんからも，周辺は住宅であり，転用によって他の農地に支障を及ぼすことはないというご意見をいただいております。12月17日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

続きまして，日程第4報告第13号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。

次の届出について，大竹市農業委員会規程第8条第1項第7号の規定により，事務局長において専決処理をしたので，報告させます。本件について，事務局より報告をお願いいたします。

事務局（川本）

それでは、報告第13号について、事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。

議案書は28ページ、地図は31ページをご覧ください。

譲受人は廿日市市大野字鯛ノ原の〇〇法人〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市西栄三丁目の〇〇〇〇さんです。

届出地は、東栄一丁目〇〇番〇〇、面積は699㎡、同じく〇〇番〇〇、面積は1,283㎡。合わせて〇〇筆の農地です。登記地目は〇〇筆とも畑ですが、現況は休耕で何も植えられていません。転用目的は保育所を建設するためです。申請地はさかえ公園の東側になります。前面は道路に面しているため、地区担当委員さんからも転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。12月17日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位2についてご説明いたします。議案書は29ページ、地図は32ページをご覧ください。

譲受人は広島市西区西観音町の株式会社〇〇、〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市白石一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、白石一丁目〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は32㎡になります。転用目的は、公衆用道路の一部にするためです。譲受人の説明では、道を挟んだ向かい側の土地を10月総会で報告のとおり分譲住宅地として取得しており、道路を拡幅することで当該分譲住宅地への通行を容易にするために譲り受けたとのこと。地区担当委員さんからは、特に周辺に支障はないというご意見を頂いております。12月22日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位3についてご説明いたします。議案書は29ページ、地図は33ページをご覧ください。

譲受人は広島市安佐北区落合南一丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市立戸二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は三ツ石町〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は330㎡、同じく〇〇番〇〇、登記地目は畑、面積は23㎡です。現況は野菜や果樹など植えられた畑となっています。転用目的は資材置場となっています。

譲渡人の話では、〇〇〇〇さんが高齢になり、相続人もいないことから、今後農作業や農地の管理ができなくなるので、建設業を営む譲受人に使用してもらうことにしたとのこと。申請地の場所ですが、三ツ石川沿いを上がった三ツ石町〇〇番の街区で、住宅〇〇軒の奥まったところとその通路となっています。

地区担当委員さんからも、転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。1月4日にこの届出を受理しております。

続きまして順位4についてご説明いたします。議案書は30ページ、地図は34ページをご覧ください。

譲受人は大竹市小方一丁目の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市西栄三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、西栄三丁目〇〇番、登記地目は田、面積は252㎡になります。転用目的は、自己用住宅を建設する宅地にするためです。

申請地は西栄三丁目〇〇番の地区で、住宅街の中になります。前面は道路で周囲は住宅となっていて、地区担当委員さんからは、転用に当たって支障はないというご意

見を頂いております。1月6日にこの届出を受理しております。

続きまして、順位5についてご説明いたします。

議案書は30ページ、地図は35ページをご覧ください。

譲受人は大竹市立戸二丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は、東京都墨田区石原三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は立戸一丁目〇〇番〇〇，登記地目は畑，面積は66㎡，同じく〇〇番〇〇，登記地目は田，面積は87㎡，同じく〇〇番〇〇，登記地目は田，面積は27㎡です。現況は休耕状態で何も植えられていません。転用目的は自己用住宅の建設のための宅地となっています。

〇〇筆で180㎡で，〇〇軒の宅地となるように，昨年末に分筆されています。申請地の場所ですが，玖波青木線に面した土地です。

地区担当委員さんからも，転用による周辺への支障はないというご意見を頂いております。1月8日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして，質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

正木会長

質疑及び意見はなしと認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち，字句，数字その他，整理を要するものにつきましては，その整理を会長に委任されたいと思いますが，これに，ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしと認めます。

よって，案件のうち字句，数字その他，整理を要するものにつきましては，その整理を会長に，委任することに決定されました。

以上をもちまして，令和3年第1回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同，ご礼。ありがとうございました。